吉岡町 子育て支援事業一覧表 (令和4年6月現在)



※新型コロナウイルス感染症の影響や法改正などにより内容が変更したり、中止となっている場合があります。

不明な点は、各問い合わせ先までご確認ください。

= 目 次 =

☆妊娠に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
☆赤ちゃんが生まれたら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3~
☆就学前のお子さんを持つ方へ・・・・・・・・・	P 5 ~
☆就学しているお子さんを持つ方へ・・・・・・・	P 7∼
☆ひとり親家庭のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
☆心や身体にハンデを持つお子さんのために・・・・・	P 9 ~
☆子どもの遊び場など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P12
☆急病のとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
☆その他相談 (町外含む) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P13~

☆妊娠に関すること

事業名	事業内容	問合せ先等
不妊治療費の一部助成 (特定不妊治療、 一般不妊治療、 男性不妊治療、 不育症)	不妊治療費(保険診療適用外)の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。 詳細については、窓口へお問い合わせください。	保健センター ☎ 54-7744 *月〜金曜の開館日に申請受付
妊娠届・母子健康手帳交付	医療機関で交付される妊娠届出書、マイナンバーがわかる個人番号カード又は通知カード、健康保険証をお持ちください。 必要書類の記載をしていただき、母子健康手帳等をお渡しします。	保健センター な 54-7744 *月曜〜金曜・月二回の土日開館日に交付
思いやり駐車場	群馬県と協定を結んだ施設の駐車場を優先的に利用できる利用証を交付します。 【対象】 妊娠7ヶ月から産後6ヶ月の妊産婦の方 その他、障害がある方、高齢者の方、難病患者の方が対象になります。手帳や等級 などの要件がございますので、詳細はお問い合わせください。	保健センター 25 54-7744 又は介護福祉課福祉室 25 26-2246 【持ち物】 母子健康手帳 他 *申請は妊娠7ヶ月から 産後6ヶ月まで利用可能
妊産婦健康診査 妊産婦歯科健康診査	母子健康手帳発行時に、妊産婦健康診査受診票と妊産婦歯科健康診査受診票をお渡しします。 妊娠届出後に転出入した時には、新しい住所地で受診票の交換手続きが必要です。	保健センター ☎ 54-7744 *母子健康手帳発行時に補助券を交付
パパ・ママClass, マタニティーClass	赤ちゃんのおふろの練習、助産師・栄養士・歯科衛生士が希望者に個別相談を行います。 (日程・対象月等詳細については、吉岡町けんこうガイド・広報をご覧ください。) 先着16組	保健センター ☎ 54-7744 【申込み】 開催日3日前までに電話又は来所で申込みください。
産前・産後サポート事業	産前・産後の母親に対し、家事や育児の援助支援を行う事業です。 ※利用内容の詳細については、お気軽にお問い合わせください。 【対 象】 母子手帳発行時〜産後1年の町内に住所のあるお母さん ※家事・育児を手伝ってくれる家族がいないお母さん 【利用料金】 3回まで無料。4回目以降は1回1,700円。(最大30回まで利用可能) 【利用時間】 9:00〜18:00(年末年始を除く)の間で1日2時間まで	【申込み・問合せ先】 しぶかわファミリーサポートセンター

☆赤ちゃんが生まれたら

事業名	事業内容	問合せ先等
出生届	出生の日を含めて14日以内に、届出人の住所地、本籍地又は出生地の市区町村に届出してください。 (出生証明書を添付)	住民課住民環境室 ☎26-2244 【必要なもの】 母子健康手帳
チャイルドシート購入補助	を補助します。	総務課協働安全室 ☎ 26-2243 【必要なもの】 ①領収書又はレシート ②品質保証書又は取扱説明書 ③振込先のわかるもの
	出生児一人につき42万円が支給されます。病院等から請求される出産費用については、原則42万円の範囲内で町が直接病院等に支払います。 出産される人は事前に多額の現金を準備する必要がなくなります。出産費用が42万円未満で収まった場合は、その差額が世帯主に支給されます。 【対象】 国民健康保険に加入の方	住民課保険室 ☎ 26-2249 【差額申請に必要なもの】 ①国民健康保険証・世帯主名義の金融機関の口座 番号がわかるもの ②病院等から交付される出産費用の領収書及び内 訳明細書 ③直接支払制度合意文書
福祉医療費制度 (子ども)	・15歳の年度末までの方は、入院と通院の保険診療による自己負担分を助成します。 ・18歳の年度末までの方は、入院の保険診療による自己負担分を助成します。	住民課保険室 ☎ 26-2249 【必要なもの】 お子さんの健康保険証
児童手当	中学校修了前までの児童の養育者に対し、児童手当の支給を行います。 出生や転入の日から15日以内に申請してください。 【支給月】 毎年6月、10月、2月(それぞれ前月分までの手当を支給します。) ☆ 公務員の方は勤務先への申請になります。	健康子育て課子育て支援室 ☎26-2248 【必要なもの】 ①請求者の健康保険被保険者証 ②請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの ③請求者及び配偶者の個人番号カード(マイナン バーがわかるもの) ④その他、必要に応じて提出していただく書類が あります。
産後ケア事業	町が委託する医療機関等が、お母さんや赤ちゃんのケアなどの育児支援を提供し、産後の心と体を休めて安心して子育てができるようサポートします。 【対象】 産後1年未満の産婦と乳児	保健センター ☎54-7744
母乳・離乳食相談	・母乳に関する相談、乳房トラブルの相談、卒乳の相談 ・妊娠、出産、家族計画について ・乳幼児の身体計測、栄養士による離乳食等の個別相談を行います。 【対象】 乳幼児と親又は家族 ☆ 日程等詳細については、吉岡町けんこうガイド・広報に掲載	保健センター な 54-7744 【持ち物】 母子健康手帳 *月1回開催

☆赤ちゃんが生まれたら

事業名	事業内容	問合せ先等
乳児家庭全戸訪問事業	第1子・出生体重2,500g以下の児等に対して助産師による訪問、第2子以降の児に対して保健師による訪問や電話相談を行います。	保健センター 254-7744
未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟で生まれ、入院を必要とするお子さんに対して、その治療に必要な医療費の一部を町が負担する制度です。 【対象】 町内在住の1歳未満のお子さんで、給付の基準に該当し、医師が入院医療を必要と認めた方	保健センター ☎ 54-7744 *詳細についてはお問い合わせください。
予防接種	国で定めている定期予防接種について指定の医療機関で個別接種を行っています。接種費用は無料です。予防接種は体調の良いときに受けてください。予防接種に必要な予診票は出生届出時又は転入時に保健センターにおいて吉岡町民用予診票をお渡しします。母子健康手帳を持って保健センターへお越しください。 【接種方法】 ①接種を希望する医療機関に予約を取る。(公告された医療機関、医師に限る。) ②出生届時又は転入時に配付した予診票に必要事項を記入する。 ③記入した予診票と母子健康手帳・保険証を持って医療機関に行く。 ☆ やむを得ず県外の医療機関で予防接種を受けたい場合は、保健センターまでお問い合わせください。	保健センター 254-7744
健康診査の実施	3-4ヶ月児、10-11ヶ月児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児を対象に健康診査を行います。 健診内容:身長・体重計測、小児科診察、歯科診察、発育・発達相談、栄養相談、歯科相談 (内容は年齢により異なります)	保健センター 254-7744 *健診対象約1ヶ月前に通知にてご案内します。
助産師相談会	妊娠出産や授乳等に関する相談に、助産師が対応します。 【対象】 妊婦・産婦	保健センター 254-7744
離乳食講習会	親子共に望ましい食習慣が確立されるよう、相談・支援を行います。 ☆ 3-4ヶ月健診時に実施。離乳食の試食も行います。※現在新型コロナウイルス感染症対策のため、個別相談で対応しています。試食及び集団での講習会は実施していません。	保健センター ☎54-7744
ブックスタート	すべての赤ちゃんの周りで楽しく暖かいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに絵本を開く楽しい体験と一緒に、絵本を手渡す活動です。 ☆ 10ヶ月健診時に保健センターにて絵本を2冊渡しています。	吉岡町図書館 254-6767
赤ちゃんの駅	民間施設、公共施設等のおむつ替え・授乳が可能な設備がある場所を『赤ちゃんの駅』とし、子育て中の家族が安心して外出出来るように支援します。	健康子育で課子育で支援室 ☎26-2248

☆赤ちゃんが生まれたら

事業名	事業内容	問合せ先等
ぐーちょきパスポート	県内在住(又は通学・通園中)の子育て世帯に配布しています。協賛店舗で提示すると、割引やプレゼントなど、各種特典サービスが受けられます。 【対象】 ※子ども又は妊婦1名につき1枚配布しています。 ①18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子どもがいる家庭 ②妊娠中の方がいる家庭(母子健康手帳交付時に配付)	【配布窓口】保健センター 254-7744 *紛失等で再発行をする場合は、窓口で申請書を ご記入頂ければ、お渡しいたします。
ハーフバースデー	ベビーダンスで親子のスキンシップをはかります。育児・離乳食等の相談も行います。 【対象】 5~7ヶ月児と親又は家族 ※日程等詳細については、吉岡町けんこうガイド・広報に掲載	保健センター 254-7744

☆就学前のお子さんを持つ方へ

事業名	事業内容	問合せ先等
保育園及び 認定こども園 (生後6ヶ月以上児童で 保育園目的)	保護者の就労等により、家庭で保育できない方で保育園及び認定こども園を利用希望する方に対して、保育園及び認定こども園での受入れを行います。 【対象】 おおむね満6ヶ月から(各園の状況により) ☆ 次年度の一斉申込みは9月頃に行います。詳細については町広報誌及び町ホームページにてお知らせいたします。	健康子育で課子育で支援室 ☎ 26-2248 *一斉申込みの他、途中入所のご相談は随時受付 けます。
3歳未満児第2子以降 保育料無料化	2人以上の児童を養育している世帯に対し、3歳未満児第2子以降の児童にかかる保育所等の保育料を無料にすることにより、就業と子育ての両立を支援します。	健康子育で課子育で支援室 ☎ 26-2248 *一斉申込みの他、途中入所のご相談は随時受付 けます。
延長保育	第一、第三、第四保育園において、19時までの延長保育を実施しています。 【対 象】 該当保育園在園児 【延長時間】 18:00~19:00	☆保育園に直接申込み 第一保育園 ☎54-7125 第三保育園 ☎54-1122 第四保育園 ☎54-4708

☆就学前のお子さんを持つ方へ

事業名	事業内容	問合せ先等
保育園一時預かり	子育て家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務及び短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴い一時的に保育を必要とする場合、町内保育施設にて児童をお預かりし、保育を行う事業です。 【対象】 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児。 おおむね満6ヶ月から(各園の状況により)	☆保育園に直接申込み 第一保育園 ☎54-7125 第二保育園 ☎54-5312 第三保育園 ☎54-1122 第四保育園 ☎54-4708 第五保育園 ☎54-2605 駒寄幼稚園 ☎54-7144
認定こども園 (3歳以上児で幼稚園目 的)	集団生活の中で心身の発達を図り、小学校以降の学習の基盤を培うことを目的にしています。 また、保護者の希望に応じて、正規の教育時間終了後も、園児を園内で預かる『預かり保育』を実施しています。 【対象】 幼稚園目的の3歳以上児	☆入園を希望するこども園(幼稚園)に直接申込 みください。
病後児保育事業	病気の回復期にあり、集団保育の困難な児童を診療所内に付設された専用スペースで一時的に預かり、 保育する事業です。 【対 象】 小学3年生以下の児童 【利用日時】 休診日(年末年始含む。)以外の日 9:00~17:00(土曜日 9:00~16:00) 【定 員】 1日3人まで(町内在住者優先) 【利 用 料】 2,000円(町外者3,000円)	☆竹内小児科に直接申込み・問合せ ☎30-5151(休診日:木・日・祝日)
ファミリーサポートセン ター	「子育ての手助けがほしい人」と「子育ての手伝いをしたい人」が会員となって、一時的な子どものお世話を有料で行うシステムです。保護者の外出時などの、お子さんの一時預かりや、保育園・幼稚園・学童・学校への送迎、その他会員のために必要な援助を行います。 【対 象】 おおむね生後3ヶ月から15歳までの児童 【利用料金】 《病気等ではない子どもの場合》(1時間あたり) 月〜金曜日 7:00~19:00 700円 (左記時間外 800円) 土・日・祝日 7:00~19:00 800円 (左記時間外 900円) 【その他】 お泊まり保育や、病気のお子さんも預かります。(利用料金は別に設定) ☆平成30年度から利用促進券を一家族月4枚、配布しています。利用促進券は、1枚で1時間あたり200円の金券として使用でき利用料金の負担を軽減するものです。なお、利用可能枚数は1回のサービス利用につき2枚までとなります。	しぶかわファミリーサポートセンター ☎ 22-5200 渋川市渋川1338番地4 渋川すこやかプラザ (平日9:00~17:00) *会員登録のため、印鑑を持参してお越しくださ い。
子育て相談会	子どもとの接し方が分からない、ことばがなかなか出ない、上手く抱っこ出来ないなど、育児の悩みについて専門員が個別相談を行います。 ☆ 日程等詳細については、吉岡町けんこうガイド・広報に掲載	保健センター な 54-7744 *要予約
保健師・栄養士による 個別相談、家庭訪問	健康や育児について相談希望のある方に対し、個別相談や家庭訪問を行います。	保健センター 🅿54-7744

☆就学前のお子さんを持つ方へ

事業名	事業内容	問合せ先等
園訪問事業	集団生活での様子や発達に心配のある就園児に対し、心理士が就園先の保育園・幼稚園に訪問を行い、 園の先生や保護者に関わり方の助言を行います。	保健センター 254-7744
年中児こころの成長 アンケート	子どもの集団生活における苦手さや保護者の心配事を見つけるため、4歳11ヶ月から5歳1ヶ月に達した児の保護者にアンケートを送付します。アンケートの結果に基づき、助言や支援を行います。	保健センター 254-7744
子育て支援ファイルの発行	発達障害を含む障害のある子、又は障害の有無に関わらず、一貫した支援方策について、家庭と地域の関係機関と連携して、安心して子育てが出来るよう支援ファイルを配布します。	【配布窓口】 教育委員会事務局学校教育室 ☎26-2286 保健センター ☎54-7744
児童虐待の発生予防	健診や教室、様々な相談などの機会において、育児不安や育児困難を感じる保護者に対し、助産師・栄養士・保健師・保育士などによる支援を行います。また、母子保健推進員や民生委員などの協力を得て児童虐待の発生防止に努めます。 通告義務について住民に広く周知し、早期発見に努め、通告があった場合は児童相談所や関係機関と連携を取り、虐待防止と保護に努めます。	中央児童相談所北部支所 ☎ 20-1010 健康子育て課子育て支援室 ☎ 26-2248 健康子育て課健康づくり室 ☎ 54-7744

☆就学しているお子さんを持つ方へ

事業名	事業内容	問合せ先等
放課後児童クラブ (学童クラブ)	放課後、保護者が仕事などにより家にいない家庭の小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与え、保育します。 【開所日時】 (平日)13:00~18:30 (土曜日)7:30~18:30 ※日曜日・祝日は休所	吉岡町社会福祉協議会 ☎54-3930
教育相談	学習、進路、いじめ、不登校、家庭生活などについて、児童・生徒や保護者が気軽に相談できる体制を整備します。 ・長期欠席生徒等に対する適応指導教室中学生の受入れ ・スクールカウンセラーとの連携	【相談窓口】 教育委員会事務局学校教育室 公 26-2286 吉岡中学校 公 54-3213 駒寄小学校 公 54-2300 明治小学校 公 54-2105
就学援助制度	町内小中学校に通う児童生徒がいる世帯で、経済的な理由で就学費用の負担に心配のある場合に、学校生活で必要な費用の一部(新入学児童生徒学用品費、給食費など)を援助する制度です。 ※収入等に応じて対象にならない場合もあります。	教育委員会事務局学校教育室 ☎26-2286

☆就学しているお子さんを持つ方へ

事業名	事業内容	問合せ先等
第3子以降学校給食費 無料化(免除)制度	多子世帯の保護者の経済的負担の軽減を目的として、令和4年4月から第3以降の学校給食費を全額免除する制度 【対象】 ①同世帯で生計を一にしている子(15歳に達する日以後の3月31日までの間にある者)を3人以上養育していること ②上記①の子のうち、出生の最も早い者から順次数えて3番目以降の子が吉岡町立小中学校に在籍していること ③生活保護費又は就学援助費を受給していないこと ④上記③以外で給食費相当額を受給していないこと ⑤上記③以外で町税及び学校給食費の滞納がないこと	教育委員会事務局教育総務室 25-2285
大樹町子ども交流事業	友好都市で大自然あふれる北海道大樹町での自然体験、社会体験及び宿泊体験を通して、両町での青少年の交流の輪を広げ、地域社会でリーダーシップを発揮できる青少年を育成します。	教育委員会事務局生涯学習室 254-1054
スポーツ少年団	学校体育施設を開放し、スポーツ少年団等の取り組みにより、地域において児童・生徒のスポーツレク リエーション活動を促進します。	教育委員会事務局生涯学習室 ☎54-1054
子ども会・PTA活動	町内には31の子ども会があり、子どもの健全育成を目的として、上毛かるた大会、スポーツレクリエーション大会を実施しています。また、各地域では廃品回収やクリスマス会等も実施しています。	教育委員会事務局生涯学習室 ☎54-1054
子ども安全協力の家	登下校中に子どもたちが困ったことがあったときに助けを求めて駆け込むと守ってくれる家です。 町内の113軒が町から委嘱されています。	教育委員会事務局生涯学習室 254-1054
放課後見守り教室 「Ourhome ひばりの巣」	放課後、家で子どもだけで留守番をしている小学生児童のために、安心・安全な居場所づくりを提供します。 【活動日】 学校の授業日 MOHひばりの巣北下 木曜日(15:00~17:00) KOHひばりの巣寺上 月曜日(15:00~17:00)	教育委員会事務局生涯学習室 254-1054

☆ひとり親家庭のために

事業名	事業内容	問合せ先等
児童扶養手当	父母の離婚や死亡などの理由により、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している一人親家庭の 父又は母、もしくは親に代わって養育している方を対象に手当を支給します。 ※ただし、所得や年金受給により支給されない場合もあります。 ※支給要件等もありますので、詳しくは子育て支援室までお問合せください。 【支給月】奇数月(それぞれ前月分までの手当を支給します。)	健康子育で課子育で支援室 ☎26-2248 【必要なもの】 ①請求者と児童の戸籍謄本 ②請求者名義の振込み先口座がわかるもの ③その他、窓口で必要な書類をお渡しします。
福祉医療費制度 (母子・父子家庭等)	18歳の年度末までの児童を扶養している母子・父子家庭、及び父母のいない18歳の年度末までの児童の保険診療による自己負担分を助成します。 ※所得状況、事実婚などの要件により対象とならない場合もあります。	住民課保険室 ☎26-2249 【必要なもの】 ①健康保険証 ②戸籍謄本(本籍が町外の方) ③所得課税証明書(1月1日に吉岡町に住所登 録がない方)

☆心や身体にハンデを持つお子さんのために

事業名	事業内容	問合せ先等
渋川広域障害福祉 なんでも相談室	障害福祉サービスの利用支援や障害に関するお悩みなどについての相談に応じます。 (相談料は無料です。) ○渋川広域障害福祉なんでも相談室(対象範囲:障害全般) 【場 所】 渋川市渋川1760-1(渋川ほっとプラザ1階) 【相談日時】 月曜~土曜 9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)	渋川広域障害福祉なんでも相談室 ☎ 30-0294 介護福祉課福祉室 ☎ 26-2246
	※吉岡町役場での出張相談日→毎月第2月曜日(祝日の場合は翌日)の13:00~17:00	
特別児童扶養手当	精神や身体に障害のある満20歳未満の児童を監護する父又は母、もしくは親に代わって児童を養育している方に手当を支給します。 【持参するもの】 ①請求者と児童の戸籍謄本 ②請求者名義の振込み先口座がわかるもの ③手当用診断書(療育手帳又は身体障害者手帳をお持ちの方は診断書を省略できる場合があります。) ④その他、窓口で必要な書類をお渡しします。 ※ただし、所得や年金受給、施設入所により支給されない場合もあります。 ※受給者本人又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得が所得制限額以上の場合は《支給停止》となります。	健康子育で課子育で支援室 25-2248

☆心や身体にハンデを持つお子さんのために

事業名	事業内容	問合せ先等
身体障害者手帳の発行	身体障害のある方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。 障害の種類には、視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸、免疫機能などがあり、障害の程度により、1級から7級に表示されます。 取得を希望される方は、まずは、医師に相談してください。	介護福祉課福祉室 ☎ 26-2246 【持参するもの】 ①身体障害者福祉法第15条指定医作成の診断書 ②写真(縦4cm×横3cm、撮影1年以内) ③個人番号の確認できる書類と身分証明書など ④印鑑(朱肉で押すもの) ※県で審査、認定後に手帳交付
療育手帳の発行	知的障害のある方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。 18歳未満の方は中央児童相談所北部支所、18歳以上の方は心身障害者福祉センターで判定を行います。 重度の場合は「A」、中軽度の場合は「B」で表示されます。	介護福祉課福祉室 ☎ 26-2246 【療育手帳取得の流れ】 ①児童相談所で判定を受ける ②介護福祉課福祉室で申請 写真(縦4cm×横3cm、撮影6ヶ月以内)、個人番 号の確認できる書類、印鑑が必要 ③県で審査、認定後に手帳交付 ※手帳交付後は、児童相談所で定期的に判定を受 け、手帳の更新が必要
自立支援給付、 障害児通所支援	居宅介護(ホームヘルプサービス)、短期入所(ショートステイ)、児童通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス)等のサービス利用料を一部負担します。	介護福祉課福祉室 ☎ 26-2246 【障害福祉サービスの利用の流れ】 ①介護福祉課福祉室で申請 ②相談支援事業所決定、相談 ③支給決定、受給者証交付
自立支援医療(育成医療)	18歳未満の身体障害児に対し、その児が生活能力を得るために必要な医療費用の一部を公費負担する制度です。世帯所得に応じて、自己負担額の軽減措置があります。手術等の前に申請してください。	介護福祉課福祉室 ☎ 26-2246 【持参するもの】 ①自立支援医療(育成医療)の指定を受けた医療 機関で作成された診断書 ②保険証 ③個人番号の確認できる書類 ④印鑑
障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の方を対象として、手当が支給されます。 【対象】 20歳未満で常時介護を必要とする方。(社会福祉施設へ入所中の方は除く。)	介護福祉課福祉室 26-2246

☆心や身体にハンデを持つお子さんのために

事業名	事業内容	問合せ先等
心身障害者扶養共済制度	加入者(保護者)が死亡又は重度の障害状態になった場合に、障害児(者)に年金が支払われる制度です。加入者は年齢や加入時期に応じた掛け金を納めます。 【対象】 身体障害児(者)(1級~3級)又は知的障害児(者)、精神障害者の保護者で、65歳未満の健康な方。	介護福祉課福祉室 ☎26-2246
難病患者見舞金	特定疾患、小児慢性疾患の方又はその保護者を対象に見舞金が支払われます。 【対 象】 群馬県が発行する特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証、 小児慢性特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 (H31.4~追加)をお持ちの方又はその保護者 【見舞金額】 月額2,000円 【支 給 月】 毎年3月、9月	介護福祉課福祉室 ☎26-2246
重度障害者等理容美容 利用券の交付	毎年7月1日時点で、身体障害者手帳1〜2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方(死亡、転出、施設入所者を除く。)を対象に、毎年2,000円分の利用券を2枚交付します。吉岡町内の協力理容・ 美容事業者で利用できます。	介護福祉課福祉室 ☎26-2246
特別支援教育就学奨励費	町内の特別支援学級に通う児童生徒に対し、世帯所得に応じて就学奨励費を支給する制度です。	教育委員会事務局学校教育室 ☎26-2286
特別支援学校就学援助費	特別支援学校の小学部・中学部に在学する児童生徒に対して就学援助費を支給する制度です。 【支給額】年額15,000円	教育委員会事務局学校教育室 ☎26-2286
吉岡町医療的ケア児 通所施設等訪問看護事業	保育園や学校、障害児通所施設等に通っている短時間かつ定時の医療的ケアを必要とする児童に対して、町と委託契約を結んだ訪問看護事業者の看護師等を派遣する事業です。 【 対 象 者 】 町内に住所があり、看護師が配置されていない施設等に通所している医療的ケアを必要とする児童 【利 用 単 位】 30分を1単位として、1日3単位まで ※1単位400円の利用者負担額がかかります。(ただし、対象者の属する世帯の課税状況により負担上限月額を定めています。)医療的ケアに係る材料費などは利用者の負担になります。 【対象医療ケア】 短時間かつ提示の対応が可能な処置 例)自己導尿、痰の吸引、経管栄養、酸素吸入など	介護福祉課福祉室 25/2246

☆子どもの遊び場など

事業名	事業内容	問合せ先等
吉岡町児童館	年間を通して、映画会・おやつ作り・工作等の行事を行っています。 室内にはトランポリン・卓球・おもちゃ等があり、入館は無料です。 【開館日時】 (月〜金)10:00〜17:00 (土曜日)10:00〜15:00 ※ 日曜日・祝日は休館 ☆ 毎月のイベント情報は町広報誌に掲載	吉岡町児童館 20-5960
公民館講座の開催 (よしおか手作り講座、 こどもときめき講座、 おもしろ科学教室等)	乳幼児が親子で参加できる講座や、小学生対象の講座などを随時開催しています。 ☆ 詳細はチラシ・町広報誌に掲載	教育委員会事務局生涯学習室 254-1054
パネルシアター	貼り絵のお芝居・歌あそび・手あそびをします。0歳児から楽しめます。 【開催日時】 毎月第2・4水曜日(10:00~11:00) 【場 所】 吉岡町文化センター	吉岡町図書館 な 54-6767 *事前申込みは不要
読み聞かせ	子どもから大人まで楽しめるおはなしの会です。気軽に参加してください。 【開催日時】 毎週土曜日(11:00~11:30) 【場 所】 吉岡町文化センター	吉岡町図書館 な 54-6767 *事前申込みは不要
子育てサロン	子育て家庭の親子などが、多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間をつくり、お互いに支え合う活動です。おしゃべり・おもちゃ遊び・読み聞かせなど気軽に参加し、楽しんでもらえるサロンです。 【主催】 吉岡町民生委員・児童委員協議会 ☆ 日程はチラシ・社会福祉協議会ホームページに掲載	吉岡町社会福祉協議会 ☎ 54-3930 *事前申込みは不要
わくわくあそび	1歳半から未就学児と、その保護者を対象とし、就学前に必要な集団あそびやリズムあそびをします。 【開催日時】 毎月1回(10:00~11:00) 【場 所】 吉岡町文化センター ☆ 日程はチラシ・吉岡町教育委員会ホームページに掲載	教育委員会事務局生涯学習室 254-1054 *事前予約は不要
子育て支援センター	在宅で子育てをしている方や、これから親になる方などを対象に、親子で遊んだり、子育てについて学ぶ事業を実施しています。町外の方でもご利用いただけます。 【開館時間】 9:00~12:00/13:00~15:30 (土曜日:9:00~12:00) 【休 館 日】 日曜日、祝日、年末年始(12/28~1/4)	吉岡町子育て支援センター(いちょうクラブ) ※吉岡町第四保育園併設 ☎ 54-0102 *事前予約は不要
吉岡町保健センター (子育て世代包括支援セ ンター)	赤ちゃんや小さいお子さんの遊び場として、他の親子さんとの交流の場としてご利用いただけます。体 重測定も出来ます。 【利用可能日】 火曜日〜金曜日、土日開館日(事業のない日) ※授乳やミルク、お湯以外の飲食は出来ません。 ☆ 利用可能日(事業のない日)をホームページや電話で確認してからお越しください。	保健センター ☎54-4477

☆急病のとき

事業名	内容	問合せ先等
夜間急患診療所	夜間、急に具合が悪くなったときに診療が受けられます。 【診療科目】 内科、小児科、外科 【診療時間】 19:00~23:00 (年中無休)	夜間急患診療所 渋川市渋川1760番地1 渋川ほっとプラザ1階北側 ☎ 23-8899
救急病院等案内 テレホンサービス	救急車を必要としない、けがや急病等のため受診できる医療機関をご案内します。	☆24時間、年中無休 渋川広域消防本部 ☎23-0099
群馬こども救急相談 (#8000)	夜間・休日における子どもの病気への対処方法や、応急処置などの相談、急病時の医療機関を受診すべきかどうか迷ったときの相談などに、看護師等が対応します。 【対 象】 15歳未満の子どもの保護者等 【利用時間】 月〜土曜日:18:00〜翌朝8:00 日曜日・祝日・年末年始:8:00〜翌朝8:00	☎#8000(携帯電話からも利用可)
よしおか健康No.1 ダイヤル24	育児相談、医療相談、医療機関情報等の提供など、医師・保健師・助産師・看護師等の相談スタッフが 相談におこたえします。	☆24時間、年中無休 ☎0120-026-103(通話料無料)

☆その他相談(町外含む)

事業名	内容	問合せ先等
吉岡町社会福祉協議会	社会福祉についての活動や福祉関係団体育成などに支援を行い、総合的な社会福祉の増進を目的に活動しています。	吉岡町南下1333番地4 25 54-3930
民生委員・主任児童委員	地域住民の生活上の悩みや子どもの問題等の相談に応じます。 ご相談は、お近くの民生委員へ。	吉岡町社会福祉協議会 254-3930
渋川広域障害福祉 なんでも相談室 (渋川ほっとプラザ1階)	渋川市・吉岡町・榛東村より委託を受け、地域の障害を持った方、そのご家族へ情報提供などを行っています。 障害者手帳や障害年金などの制度相談、福祉サービスの利用についての相談、日常の悩みなど、幅広く相談を受け付けています。 【相談日時】 (月曜日~土曜日)9:00~17:00(祝日・年末年始を除く。) 【相談方法】 来室・電話・FAX	渋川市渋川1760番地1 ☎30-0294 FAX30-0322
中央児童相談所	18歳未満の児童の福祉や健全育成等に関する相談に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う 行政機関です。 虐待を受けたと思われる子どもに気づいたとき、ご自身やご家族が出産・育児に悩んだときなどにご相 談ください。(不登校・心身の発達・虐待)	○中央児童相談所北部支所 渋川市金井394番地 ☎20-1010 ○群馬県こどもホットライン24 ☎0120-783-884 ☎027-263-1100 (携帯電話の方) ○児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (いちはやく)

☆その他相談(町外含む)

事業名	内容	問合せ先等
渋川保健福祉事務所	お子さんの発育・発達に関することや育児の相談に応じます。 ☆育児をされる方等の心の相談も受付けます。	渋川保健福祉事務所(保健係) ☎22-4166
子ども教育・子育て相談 (群馬県総合教育セン ター)	学校・園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学などの心配事など、教育や子育てに関するあらゆる相談を受付けます。 【相談日時】 (月曜日〜金曜日)9:00〜17:00 (第2・4土曜日) 9:00〜15:00 (祝祭日・年末年始を除く。) 【相談方法】 電話相談・来所相談※	群馬県総合教育センター 伊勢崎市今泉町一丁目233-2 20270-26-9200 ※来所相談は、事前予約が必要です。 (予約電話番号0270-26-9200)
「24時間 子どもSOSダイヤル」 (群馬県総合教育セン ター)	いじめに関する緊急の相談及び子どものSOS全般の相談に応じます。 【相談日時】 (月曜日〜金曜日)9:00〜19:00 (第2・4土曜日) 9:00〜15:00 ※上記時間外、及び祝日・年末年始は、こどもホットライン24(中央児童相談所)に繋がります。	群馬県総合教育センター 伊勢崎市今泉町一丁目233-2 ☎0120-0-78310
子どもの人権110番 (前橋地方法務局)	いじめや体罰、不登校、虐待といった、子どもをめぐる人権問題について相談に応じます。 【相談日時】平日8:30~17:15	☎0120-007-110 (全国共通) 電話は、最寄りの法務局・地方法務局につなが り、相談は法務局職員又は人権擁護委員がお受け します。
	高校生等を対象とした奨学金等は、群馬県教育事業団高等学校等奨学金、群馬県高等学校等奨学金、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金(教育支援金)、群馬県勤労者教育支援金・群馬県失業者緊急教育資金、あしなが高校奨学金、交通遺児育英会奨学金、佐藤交通遺児福祉基金 などがあります。 必要に応じてご相談ください。連絡先等を紹介します。	教育委員会事務局学校教育室 ☎26-2286
吉岡町高校生等公共交通通学支援事業	公共交通の利用促進と高校生等の保護者の経済的負担軽減を図るため、高校生等が通学に利用するバスや鉄道の定期券購入費(同一名義)が、 1ヶ月あたり 5,000円以上 の場合、1ヶ月あたり 1,000円 を補助します。 1ヶ月あたり 10,000円以上 の場合、1ヶ月あたり 2,000円 を補助します。 【対象】 ・吉岡町にお住まいで、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校等に通学する生徒等の保護者。 (ただし、町税の滞納がない方に限ります。)	企画財政課企画室 ☎ 26-2241 ※申請が必要です。 町ホームページからもご確認いただけます。
吉岡町高校生等自転車用へ ルメット購入補助金	着用率向上と保護者の経済的負担軽減を図るため、購入費用の一部を補助します。	総務課協働安全室 ☎ 26-2243 【必要なもの】 ①領収書又はレシート ②品質保証書又は取扱説明書 ③安全性の認証(SGマーク等)を受けていることが分かる書類 ④振込先のわかるもの